

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第85号



## 北海道の特殊詐欺被害額12億円！

### 被害の内容

道警によると、令和4年、道内で発生した特殊詐欺被害額は、約12億4000万円です。過去最多だった平成26年の12億5400万円に次ぐ被害額になりました。発生件数、被害額とも前年の2倍に達し、被害者の8割以上が65歳以上の高齢者でした。

### 注意のポイント

- ◆「宅配便で現金を送れ」や「お金を持って来て」は、詐欺です。
- ◆「誰にも言わないで」や「今ならまだ間に合います」は、騙すための『決めセリフ』です。
- ◆警察官や金融機関職員が、キャッシュカードを預かることは一切ありません。
- ◆役場職員などが、電話でATMに誘導し、還付金の払い戻しのため、ATMの操作を指示することはありません。
- ◆知らない番号や非通知の電話には出ないようにしましょう。留守番電話機能や防犯機能のある電話機を使用すると、詐欺被害防止に効果的です。
- ◆簡単にお金が儲かる話はありません。
- ◆詐欺か分からない場合や不安なときは、消費生活センターや警察相談電話（#9110）に連絡をしましょう。



## 相談事例紹介 「偽サイト」に注意しましょう！

### 今月の相談

SNSの広告に定価よりも大幅に安い海外ブランドの腕時計が表示されたので、そのサイトからクレジットカードで購入した。しかし、その後しばらく経っても商品が届かないので何度もメールをしているが、返事がない。

消費生活センターからこのサイトに掲載されていた電話番号に連絡をすると、別の会社につながり、この会社では腕時計を販売していないということでした。相談者には『偽サイト』で購入したと思われるため、すぐクレジットカード会社に連絡するようにと助言しました。

最近、消費生活センターにはネット通販で「注文した商品が届かない」「販売業者に連絡が見つからない」という『偽サイト』(実在の会社のサイトにそっくりな偽物のサイト)の相談が相次いでいます。このようなサイトで申し込んでしまうと、相手が先に連絡がつかないため、代金の回収が非常に困難です。

偽サイトを見抜くポイントとしては、次のことが挙げられます。

- 極端に値引きされた価格で販売している。
- 前払いで複数の支払い手段がなく「口座振込み」「代金引換のみ」などに限定されている。
- 口座名が個人名である。
- サイトの字体や文章の表現が不自然である。
- 事業者の所在地や連絡先の表記がない。
- 事業者への連絡方法が問い合わせフォームやメールアドレスのみである。

ネット通販ではお得感に惑わされず、事前に事業者の情報や支払い方法、返品条件をよく確認してから申し込みましょう。



問 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

## 賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意

賃貸住宅から退去するときの“原状回復”費用の負担に関するトラブルが起きています

借りていた部屋のキズや汚れについて、貸主側から示された修繕の範囲や金額に納得できない！



どっちが払うの？ 修繕費用

普通に使用していたので、修繕費用は払いたくない



床が傷んでしまったから、修繕費用を払ってほしい

### 「原状回復」の一般的なルール：

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う
  - ・「通常損耗」「経年変化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない
- ※一般的なルールと異なる条件(が契約で定められている場合があります(特約条項))

### ★トラブルを防ぐために★

- ①契約前に、契約書類の記載内容をよく確認しましょう！
- ②入居時には、賃貸物件の現在の状況をよく確認し、記録に残しましょう！
- ③入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう！
- ④退去時には、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう！

### ★トラブル事例★

- ①退去時に自分できれいに清掃したが、業者による清掃費用を請求された(書面を確認する)
- ②入居前からの床の傷を修理する費用を請求された(入居時に写真を残し双方で合意しておく)
- ③入居中に水道の水漏れを貸主に伝えたが、修理してくれない(通常、設備系は貸主に修理義務があります)
- ④退去時に目立った傷はないのにクロス張替え費用を請求され(通常損耗等は借主に責任ないので説明を求める)

